別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株　式
持　分の取得等に関する報告書

年　月　日

殿

（日本銀行経由）

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名		責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容			資本金	
	報告者となる法的根拠（該当分に○）		イ　非居住者個人　ロ　外国法人等　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　ニ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　ホ　イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者電話）				

下記のとおり報告します。

1 発行会社	⑴　名称	
	⑵　本店の所在地	
	⑶　定款上の事業目的	
	⑷　資本金（払込資本）	取得前、一任運用前又は設立時　円（　株（口）） 取得後又は一任運用後　円（　株（口））
	⑸　外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率　% （取得前又は一任運用前　%）
2 取得又は一任運用をした株式（持分）	⑴　上場、非上場等の区分（該当分に○）	イ　上場銘柄　ロ　店頭売買銘柄　ハ　その他
	⑵　取得又は一任運用の態様	
	⑶　数量、取得・一任運用価額等	数量　株（口） 取得価額又は一任運用価額　円（一株（口）当たり　円） 取得後又は一任運用後の出資比率　% （取得前又は一任運用前の出資比率　%）

3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等		数　　量　　株 出資比率　　％
4　相手方	⑴　氏名又は名称	
	⑵　住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶　譲渡数量	
5　取得年月日		
6　支払年月日		
7　その他の事項		

（記入要領）

1　本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

4　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

6　「1　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

7　「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑵　取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。

8　「3　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

9　「4　相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。

10　第７条第２項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。

（1）「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「（2）取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。

（2）「2　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「（3）数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第３条第３項第９号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた

日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を記入すること。

（３）当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第３条第２項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「７　その他の事項」欄に、その理由（同項第１号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種）及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種）を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）